～　保護者説明会等で使用します。一年間大切に保管してください。～

令和９年度 放課後児童クラブ 利用について

■開所時間

学校授業日：放課後から午後６時まで

学校休業日：午前７時３０分から午後６時まで

＊児童クラブが利用できるのは、**就労証明書等で証明されている時間**です。**仕事が休みの日**や、就労等以外の理由「**家庭の用事、兄弟等の行事等**」では利用できません。

＊閉所時間は**午後６時**です。就労終了後は速やかにお迎えをお願いします。

＊就労時間を長時間過ぎてのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えはできません。

＊安全確保のため原則児童クラブ教室までのお迎えをお願いします。どうしてもお迎えが困難な場合は、以下の時間までは児童一人での帰宅を可能としますので、連絡ノートに記入してください。　　４月～10月　午後５時　　11月～３月　午後４時30分

■土曜日の合同実施

西条地区　　橘児童クラブは氷見児童クラブで合同実施

丹原地区　　徳田児童クラブ・田野児童クラブは丹原児童クラブで合同実施

＊利用状況によっては、他の児童クラブも合同実施になる場合があります。

■閉所日

日曜日及び国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）、台風・集団風邪等の場合で学校が臨時休校となった時、登校後に警報等の発表により途中下校となった時、その他市長が定める日は閉所となります。また、利用児童がいない場合は、閉所となる場合があります。

＊長期休暇等学校休業日は、午前７時の時点で警報等の発表がある場合は閉所となります。その後、警報が解除されても開所しません。

＊お祭り期間について、通行規制及びお祭り運行により学校への出入りが難しい場合は、児童の安全を第一に考え閉所となります。

＊警報等での閉所については、マチコミメールでお知らせします。必ず登録をお願いします。

■連絡ノート

・初めて入会する児童は、必ず事前に親子で見学・面談し、連絡ノートをお受け取りください。

・利用時には、来所・退所時間および退所方法を記入し、毎回必ず児童に持たせてください。

・利用予定時間を過ぎても児童の到着が確認できない場合は、安全確認のため保護者の方へご連絡させていただきます。

■児童クラブ来所後の外出

原則、一度児童クラブを退所したら戻ってくることはできません。

＊児童クラブの近隣の施設（公民館等）で行われる子ども教室・未来塾等への参加は可能です。

＊外出中は児童クラブ活動外のため保険適用外になりますので、保護者責任での外出となります。

＊公民館が遠い場合や、悪天候やルールが守れない場合は、参加を中止することがあります。

＊学習塾やスポーツ教室など、個人の習い事のために児童クラブを退所された場合は、帰宅扱いとなり、当日に再度児童クラブへ戻ることはできません。

■学習時間

宿題や自習、読書などに取り組む学習活動の時間を確保しています。児童が自主的に学習できるよう、環境を整え、声かけを行い、習慣づけの指導をしています。

宿題の進み具合や内容については、ご家庭でもご確認をお願いいたします。

下校時刻が遅くなった場合、学習時間が十分に確保できないことがありますのでご了承ください。

■お弁当

学校の休業日や短縮授業日など、給食のない日にはお弁当のご用意をお願いします。

おやつについては、各クラブでご確認ください。（安全のため、大玉あめ、ガム、こんにゃくゼリー、棒付き菓子、マシュマロはご遠慮ください。）

学校と同様に、お茶を持参してください。特に学校休業日や夏季休暇は多めのご用意をお願いいたします。※原則として、クラブからお茶の補充はできませんのでご了承ください。

■児童の怪我や体調が変化した場合

・活動中の事故に備え、スポーツ安全保険に加入しています。

・事故等が発生した場合は、緊急連絡先へご連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。

・児童クラブの指導員が投薬を行うことはできません。アレルギー等で緊急時の対応が必要な場合は、事前にご相談ください。

■利用についての注意事項

・申込後ほとんど利用のない方がいます。本当に利用を希望される方が入会できない場合がありますので「とりあえず入会」は固くお断りします。長期間休会が続く場合は、退会となることがありますのでご了承ください。

・**指導員の指導に従わず、他の児童に対して危険な行為や迷惑行為を繰り返す場合は、活動中であっても保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。また、頻繁に同様の行為が繰り返され、運営に支障をきたす場合は、退会となることがありますのでご了承ください。**

・新１年生も、４月１日からご利用いただけます。入学前に児童クラブを利用される場合は、安全確保のため、必ず保護者の送迎をお願いいたします。

■保護者負担金

	月額（８月以外）	月額（８月）
市民税課税世帯	3,000 円	6,000 円
市民税非課税世帯	1,500 円	3,000 円
２人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500 円	3,000 円
生活保護世帯	０円	０円

■保護者負担金額の決定

父母・扶養義務者の市民税の課税状況で決定します。

＊世帯状況や課税状況の変更により、負担金額の見直しを希望される場合は、申請が必要です。
変更は申請された翌月からの適用となりますので、必ずご連絡ください。

令和９年４月～令和９年８月の負担金額

・令和８年度市民税（令和７年収入分）を基準に判定します。

・令和８年１月１日時点で西条市に住所がなく非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は、課税世帯として取り扱いますのでご注意ください。

令和９年９月～令和 10 年３月の負担金額

・令和９年度市民税（令和８年収入分）を基準に判定します。

■保護者負担金についての注意事項

・保護者負担金は、原則口座振替でのお支払いとなります。新たに口座登録をされる方は、決定通知書に同封の「西条市口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。ご提出の翌月より、口座振替が開始されます。口座振替が間に合わない場合は納付書を送付いたします。

・前年度などに口座登録をされている方は、引き続き同じ口座からの引き落としとなります。
口座を変更される場合は、「西条市口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。

・月の途中での入会・退会または休会・再開があった場合でも、利用料の日割計算は行いません。

＊令和９年４月以降の口座振替分より、振替ができなかった場合に発送していた「口座振替不能通知書」を廃止します。振替ができなかった場合は、学校政策課に納付書の発行をお申し出ください。

＊口座振替依頼書の書き方等については下記動画をご参照ください。

口座振替依頼書
書き方編

必要なものや書類の
書き方について

口座振替依頼書
提出編

書き終わった書類の
提出方法について

■再開届、退会・休会届の提出

児童クラブおよび学校政策課にある届出用紙、または入力フォームから届出してください。

再開届 ←

← 退会・休会届

利用月に応じて保護者負担金がかかります。利用しない月がある場合は、**前月の２５日までに休会届を提出**してください。

26 日以降に休会届を提出した場合は、**利用がなくても保護者負担金がかかります。**

例：5 月 1 日から休会する場合

4 月 25 日までに休会届を提出→5 月分の保護者負担金はかかりません。

4 月 26 日以降に休会届を提出→5 月分の保護者負担金がかかります。

休会届の提出後、再開届の提出があるまで休会が継続します。再度児童クラブを利用するときは、利用前日までに再開届を提出してください。

＊届出の記入方法

休会：記入した日付から休会になります。

退会：記入した日付で利用終了になります。

再開：記入した日付から利用可能です。

＊きょうだいがいる場合の休会届等の提出方法

児童一人ひとりの届出が必要です。

きょうだいの有無を記入しただけでは休会、退会等にはなりませんので、ご注意ください。

＜注意＞

・QR コードでの申請は、**25 日深夜 0 時に日付が変わるまで**有効です。26 日になった場合、翌々月から利用料金がかからなくなります。

・**25 日が休日であっても、申請期限が翌日以降になることはありません。**

【問合せ先】　西条市教育委員会事務局　学校政策課　（本庁新館 4 階）

TEL：0897-52-12728